

「健康被害救済制度に関する認知度調査」
調査報告書
〈〈医療関係者〉〉

平成21年9月30日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部



目次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P5
詳細内容	P9
1 健康被害救済制度 認知率	P10
2 医薬品副作用被害救済制度／生物由来製品感染等被害救済制度 認知率	P11
3 健康被害救済制度 運営主体について	P12
4 医療安全管理者 担当経験の有無	P13
5 健康被害救済制度 認知経路	P14
6 健康被害救済制度 パンフレット接触場所	P15
7 健康被害救済制度 ポスター接触場所	P16
8 健康被害救済制度 内容認知	P17
9 広告の認知率	P19
10 広告の接触媒体	P20
11 健康被害救済制度との係わりについて	P21
12 健康被害救済制度を勧めたいか	P22
13 健康被害救済制度 勧めたくない理由	P23
14 健康被害救済制度 説明等を受けた経験	P24
15 健康被害救済制度 勧めたい理由・有効な周知の方法	P25
16 健康被害救済制度 関与した内容	P26
付録:調査票	P27

調査概要

- ・ 調査目的 健康被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする
- ・ 調査対象 医師・薬剤師・歯科医師・看護師
- ・ 調査地域 全国
- ・ 調査方法 インターネット調査
- ・ 調査時期 2009年7月24日(金)～8月4日(火)
- ・ 有効回答数 3,438サンプル

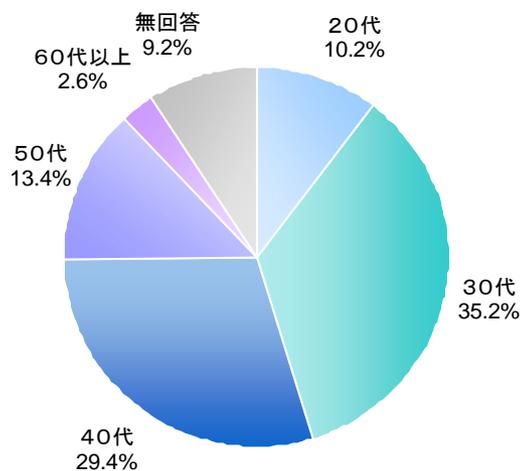
【医師】病院勤務(20床以上)	515
【医師】診療所勤務(20床未満)	517
【薬剤師】病院・診療所勤務	516
【薬剤師】薬局勤務	519
【看護師】病院勤務(20床以上)	508
【看護師】診療所勤務(20床未満)	545
【歯科医師】病院・診療所勤務	318
全体	3438

(人)

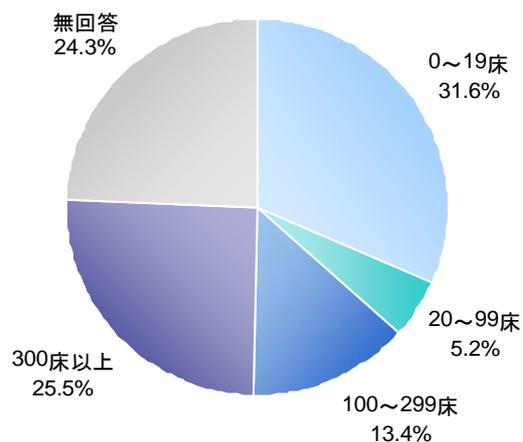
- ・ 調査実施機関 株式会社マクロミル

対象者のプロフィール (n=3,438)

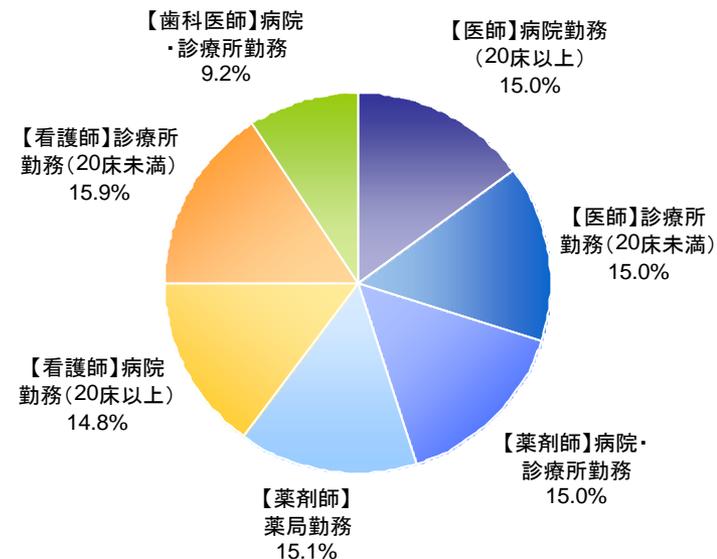
【年代別】



【施設規模】



【割付セル】



年代別 無回答 ……【歯科医師】病院・診療所勤務は「無回答」

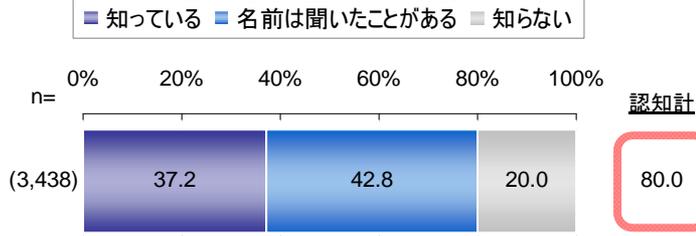
施設規模 無回答 ……【歯科医師】病院・診療所勤務、【薬剤師】薬局勤務は「無回答」

Summary

Summary

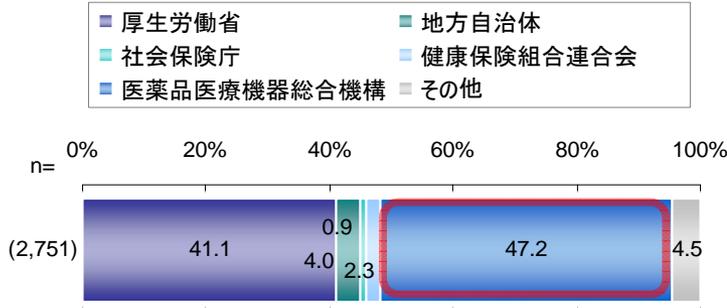
【健康被害救済制度 認知率】

単一回答



【健康被害救済制度 運営主体について】

単一回答



【健康被害救済制度 内容認知】

単一回答

(n=2,751)

医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である

医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う

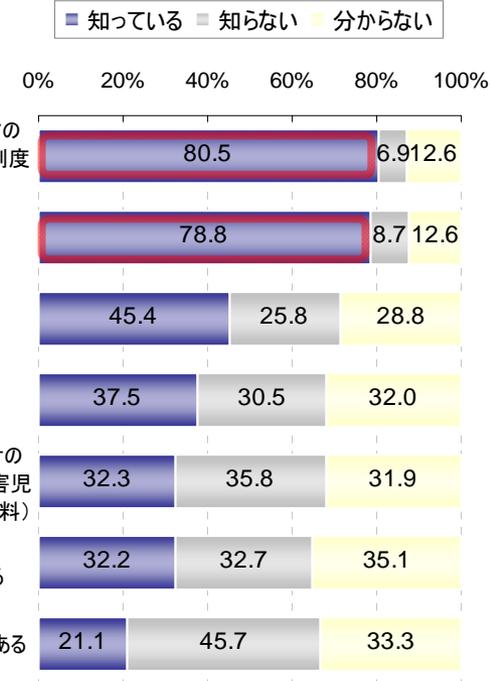
入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う

健康被害救済制度は全ての医薬品が対象となるわけではない

給付の種類にはいくつかの種類がある(給付の種類: 医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料)

医薬品製造販売業者の損害賠償責任が明らかな場合には対象とならない制度である

給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある



✓健康被害救済制度の認知率は、「知っている」、「名前は聞いたことがある」を合わせると80%。明確に「知っている」との回答は、37%。
 ・『薬剤師』の認知率がほぼ全数に達する。

✓健康被害救済制度認知者は運営主体について、47%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。次いで「厚生労働省」41%。
 ・『薬剤師』は、「医薬品医療機器総合機構」が7割弱に達する。

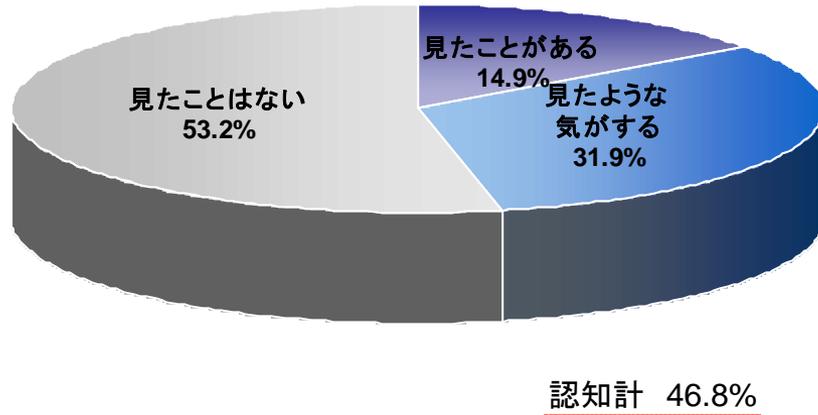
✓健康被害救済制度認知者の認知内容を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目が8割前後と圧倒的に高い。
 ・内容認知については、『薬剤師』のスコアが他の医療従事者と比べ一般的に高め。

Summary

【広告 認知率】

単一回答

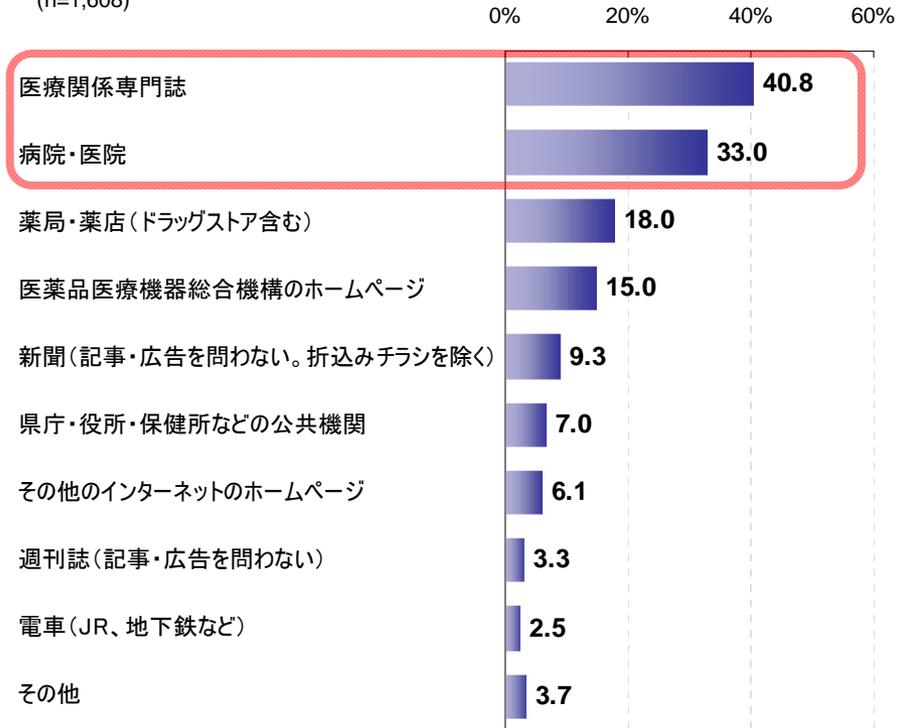
(n=3,438)



【広告 接触媒体】

複数回答

(n=1,608)



✓ 広告の認知率は、「見たことがある」、「見たような気がする」を合わせると47%。明確に「見たことがある」と回答した人は15%。

• 『医師』、『薬剤師』の認知率が過半数と高め。

✓ 広告認知者の主な接触媒体は、「医療関係専門誌」41%、「病院・医院」33%。

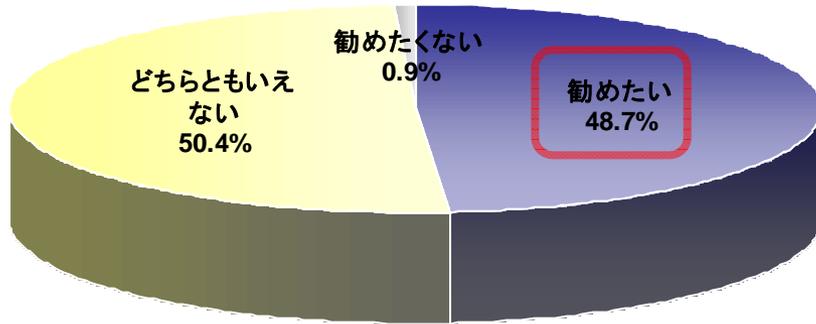
• 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が特徴的に高い。

Summary

【健康被害救済制度を勧めたいか】

単一回答

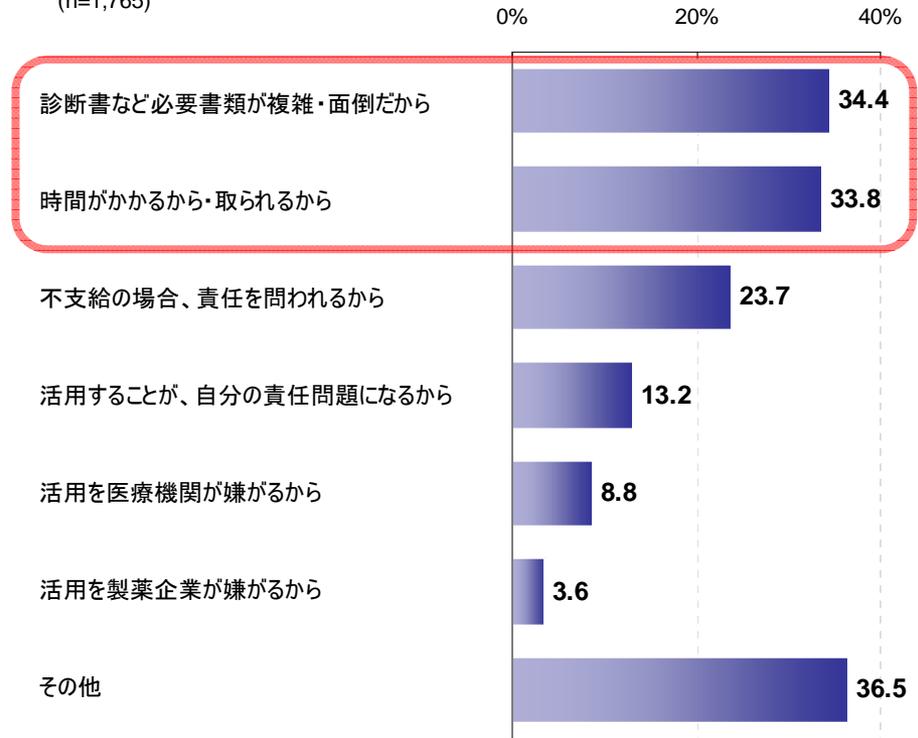
(n=3,438)



【健康被害救済制度 勧めたくない理由】

複数回答

(n=1,765)



✓健康被害救済制度を患者に勧めたいかについて、約半数が「勧めたい」と回答。「勧めたいたない」は1%未満。

•『薬剤師』は、「勧めたい」が6割近くと、他の医療従事者と比べやや高め。

✓健康被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」の2つ。

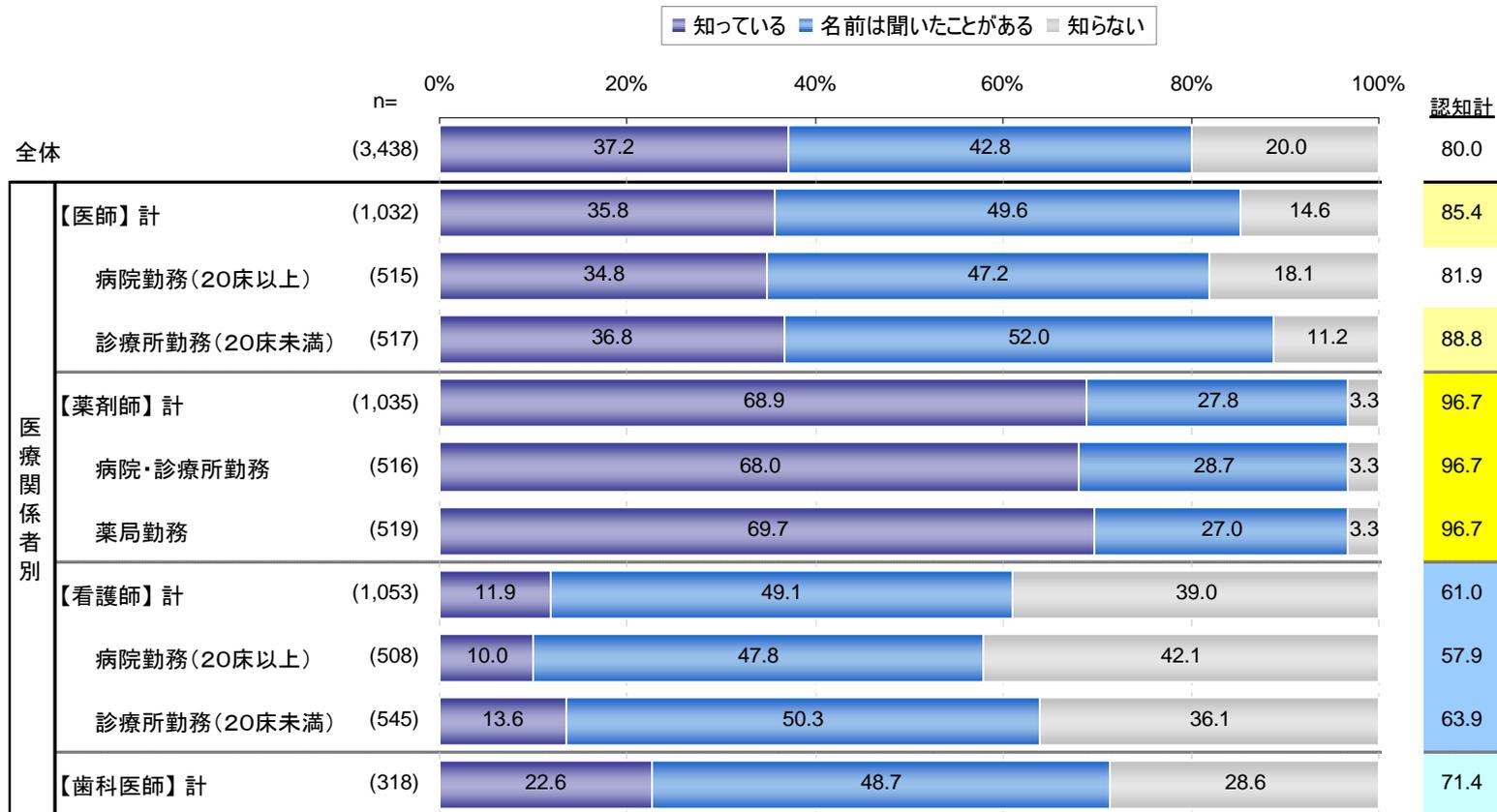
•『医師』は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」が他の医療従事者と比べ非常に高い。

詳細内容

1 健康被害救済制度 認知率

単一回答

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。



•健康被害救済制度の認知率(知っている+聞いたことがある)は、8割。

【医療関係者別】

•『薬剤師』の認知率が97%とほぼ全員が認知している。一方、『看護師』では6割前後とやや低め。

2 医薬品副作用被害救済制度／生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

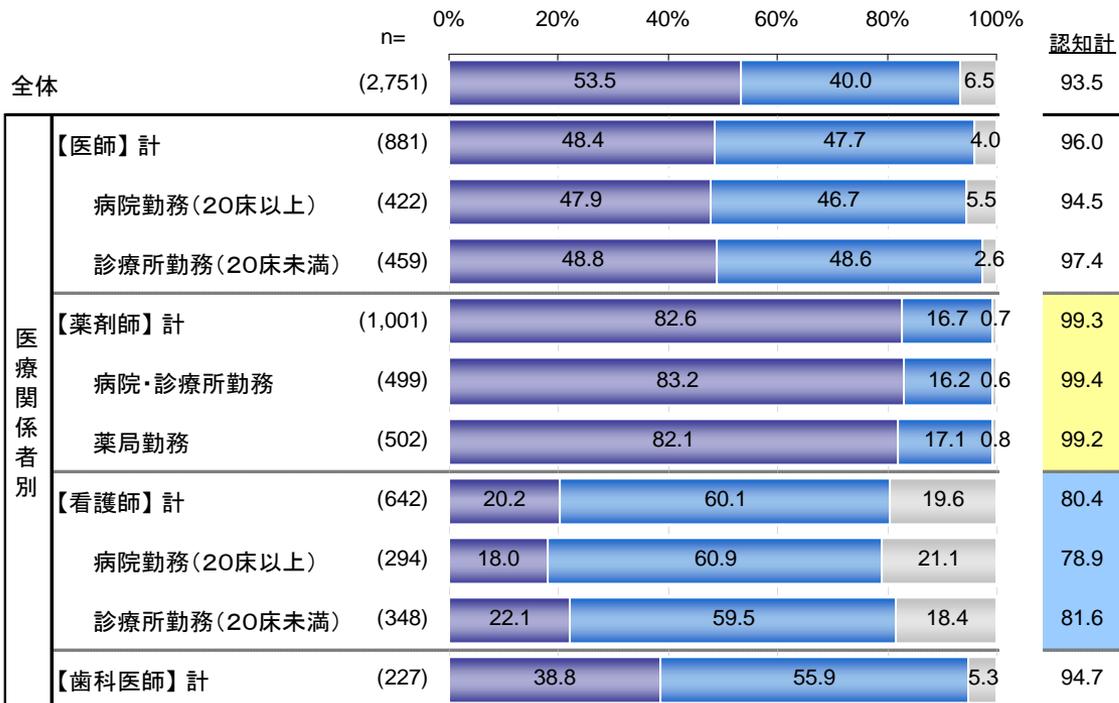
Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。

単一回答

* 健康被害救済制度認知者ベース

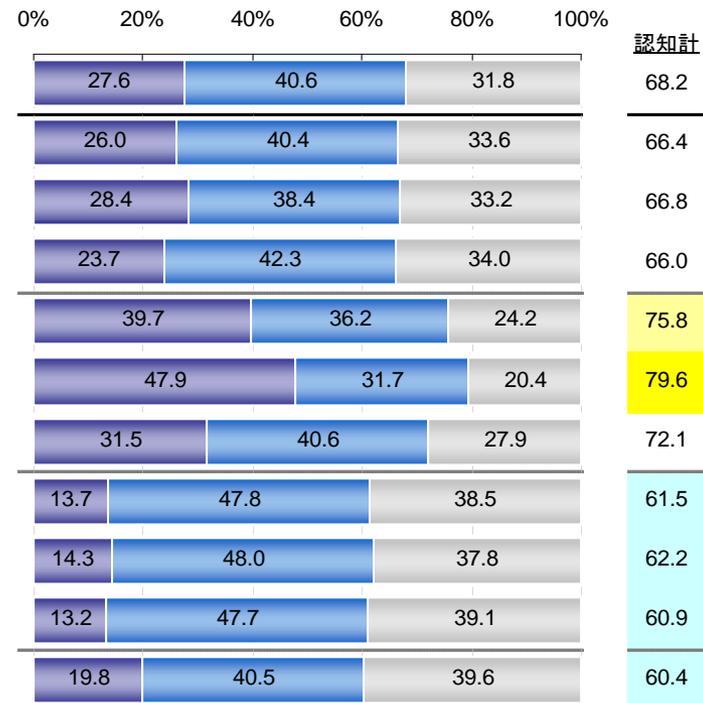
【医薬品副作用被害救済制度】

■ 知っている ■ 名前は聞いたことがある ■ 知らない



【生物由来製品感染等被害救済制度】

■ 知っている ■ 名前は聞いたことがある ■ 知らない



- 健康被害救済制度認知者のうち、
医薬品副作用被害救済制度の認知率(知っている＋聞いたことがある)は、94%。
生物由来製品感染等被害救済制度の認知率は、68%。

【医療関係者別】

- いずれの制度も『薬剤師』のスコアが高め。特に、医薬品副作用被害救済制度の認知度はほぼ全数となっている。

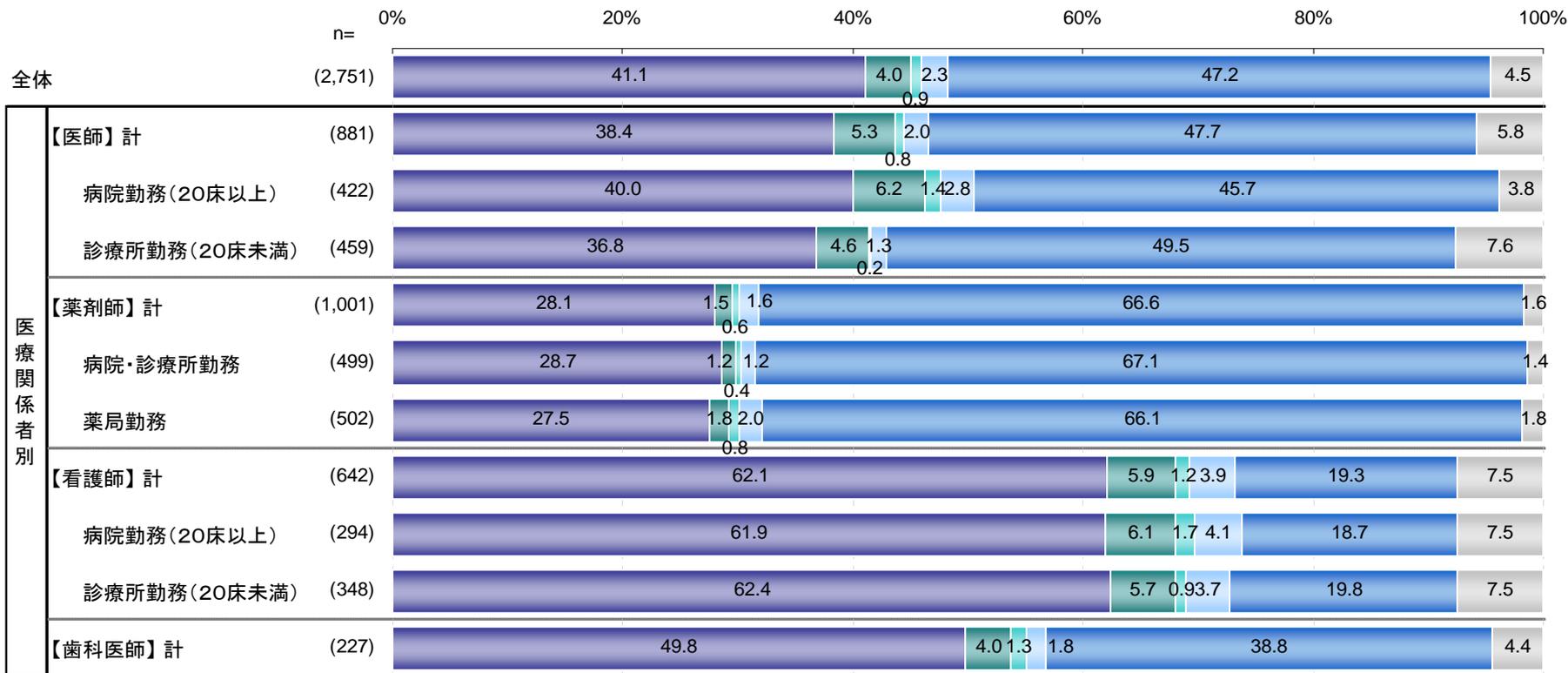
3 健康被害救済制度 運営主体について

単一回答

Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。あてはまるものをひとつお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース

■ 厚生労働省 ■ 地方自治体(都道府県、市町村など) ■ 社会保険庁 ■ 健康保険組合連合会 ■ 医薬品医療機器総合機構 ■ その他



• 健康被害救済制度認知者に運営主体について尋ねたところ、約5割が「医薬品医療機器総合機構」と回答、次いで、「厚生労働省」41%となっている。

• 「その他」の内容として、「独立行政法人」、「製薬企業」などが見られた。

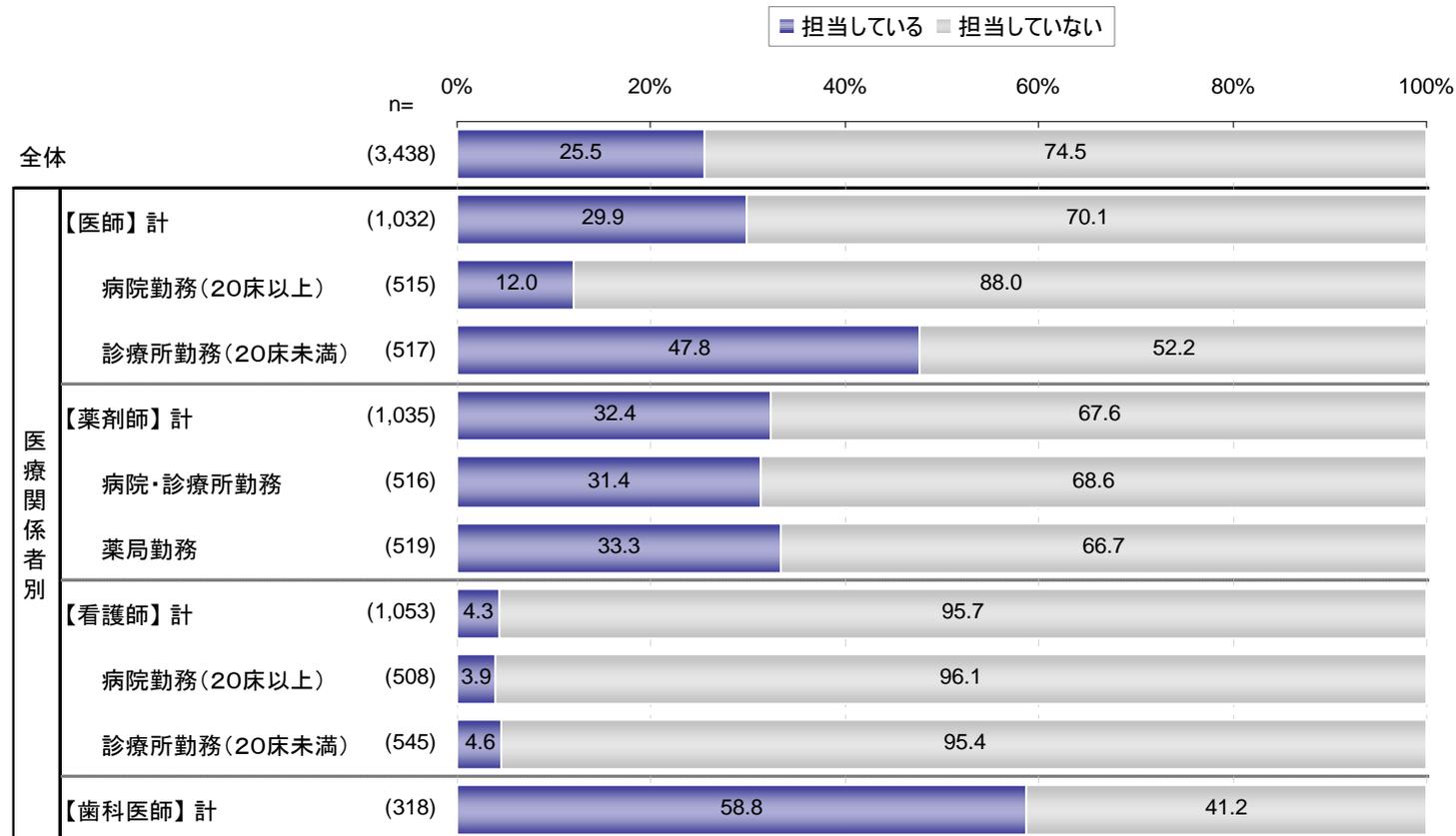
【医療関係者別】

• 『薬剤師』は、「医薬品医療機器総合機構」が7割弱に達する。一方、『看護師』は、「厚生労働省」が6割強と高い。

4 医療安全管理者 担当経験の有無

単一回答

Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。



• 医療安全管理者を「担当している」との回答は、26%。

【医療関係者別】

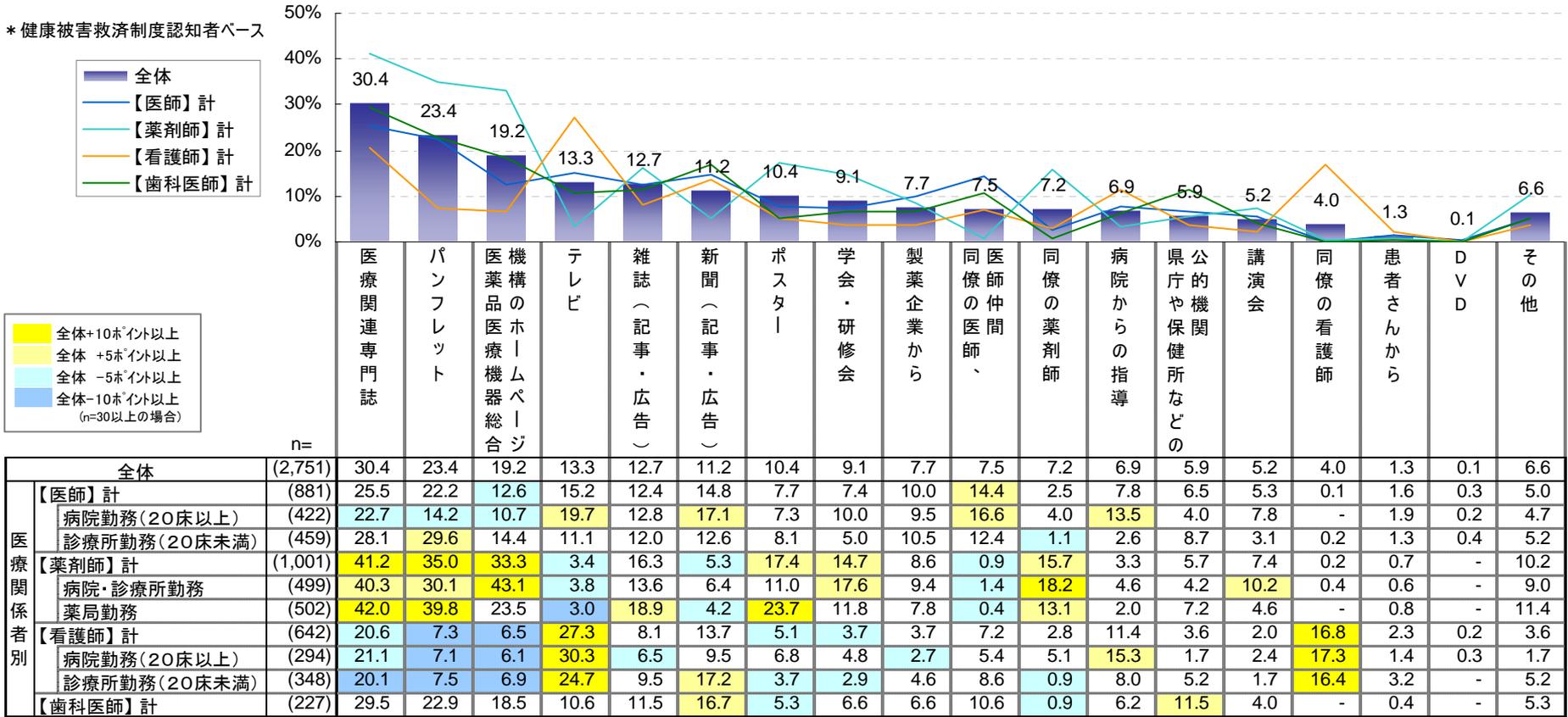
• 『医師(診療所勤務)』、『歯科医師』は、「担当している」のスコアが特徴的に高い。

5 健康被害救済制度 認知経路

複数回答

Q5 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース



・認知経路は、「医療関連専門誌」が3割と最も高い。以下、「パンフレット」、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が2割前後で続く。

・「その他」の内容として「大学の授業」などの記述が見られた。

【医療関係者別】

・『看護師』は、「テレビ」、「同僚の看護師」が上位となっている。

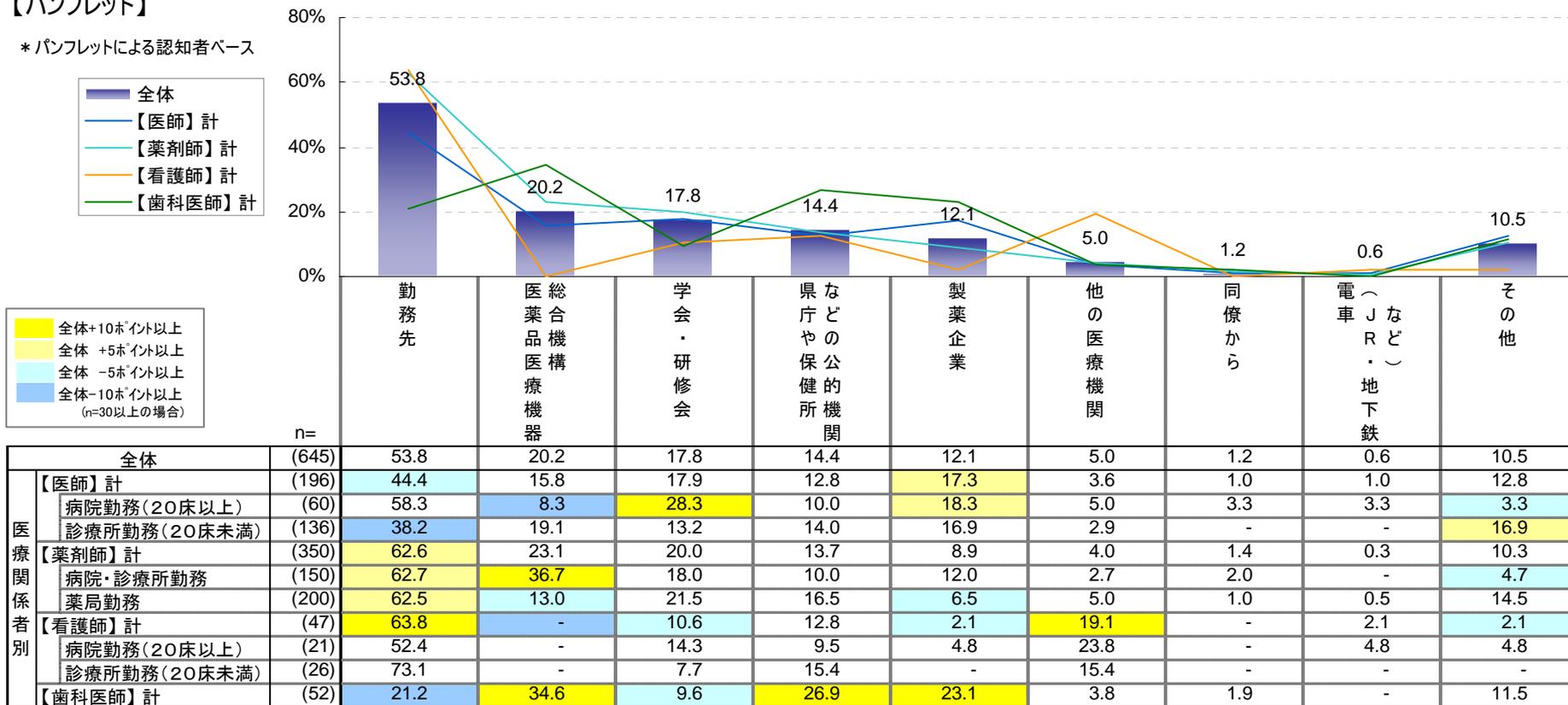
6 健康被害救済制度 パンフレット接触場所

複数回答

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。それぞれあてはまるものを全てお選びください。

【パンフレット】

* パンフレットによる認知者ベース



・パンフレットの接触場所は、半数強が「勤務先」と回答している。

【医療関係者別】

・『薬剤師』は6割以上が「勤務先」、『歯科医師』は、「医薬品医療機器総合機構」、「県庁や保健所など公的機関」、「製薬企業」などが上位となっている。

n=30未満は参考値

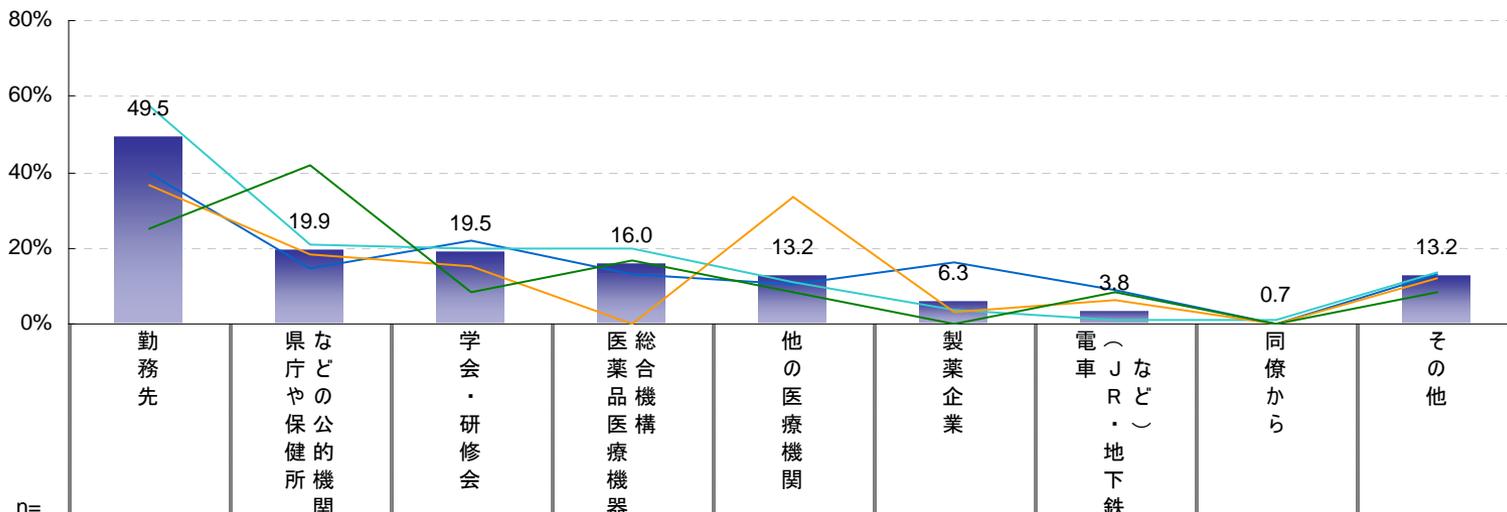
7 健康被害救済制度 ポスター接触場所

複数回答

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。それぞれあてはまるものを全てお選びください。

【ポスター】

* ポスターによる認知者ベース



n=

		勤務先	県庁や保健所の機関	学会・研修会	医薬品医療機器総合機構	他の医療機関	製薬企業	電車（JRなど）地下鉄	同僚から	その他	
全体		(287)	49.5	19.9	19.5	16.0	13.2	6.3	3.8	0.7	13.2
医療関係者別	【医師】計	(68)	39.7	14.7	22.1	13.2	10.3	16.2	8.8	-	13.2
	病院勤務(20床以上)	(31)	51.6	6.5	32.3	9.7	12.9	12.9	16.1	-	3.2
	診療所勤務(20床未満)	(37)	29.7	21.6	13.5	16.2	8.1	18.9	2.7	-	21.6
	【薬剤師】計	(174)	57.5	20.7	20.1	20.1	10.9	3.4	1.1	1.1	13.8
	病院・診療所勤務	(55)	54.5	18.2	20.0	34.5	14.5	1.8	1.8	1.8	7.3
	薬局勤務	(119)	58.8	21.8	20.2	13.4	9.2	4.2	0.8	0.8	16.8
	【看護師】計	(33)	36.4	18.2	15.2	-	33.3	3.0	6.1	-	12.1
	病院勤務(20床以上)	(20)	40.0	15.0	25.0	-	35.0	5.0	-	-	10.0
	診療所勤務(20床未満)	(13)	30.8	23.1	-	-	30.8	-	15.4	-	15.4
	【歯科医師】計	(12)	25.0	41.7	8.3	16.7	8.3	-	8.3	-	8.3

•ポスターの接触場所は、約半数が「勤務先」と回答している。

【医療関係者別】

•『医師』は、「製薬企業」で接触する割合が他の医療従事者と比べ高い。

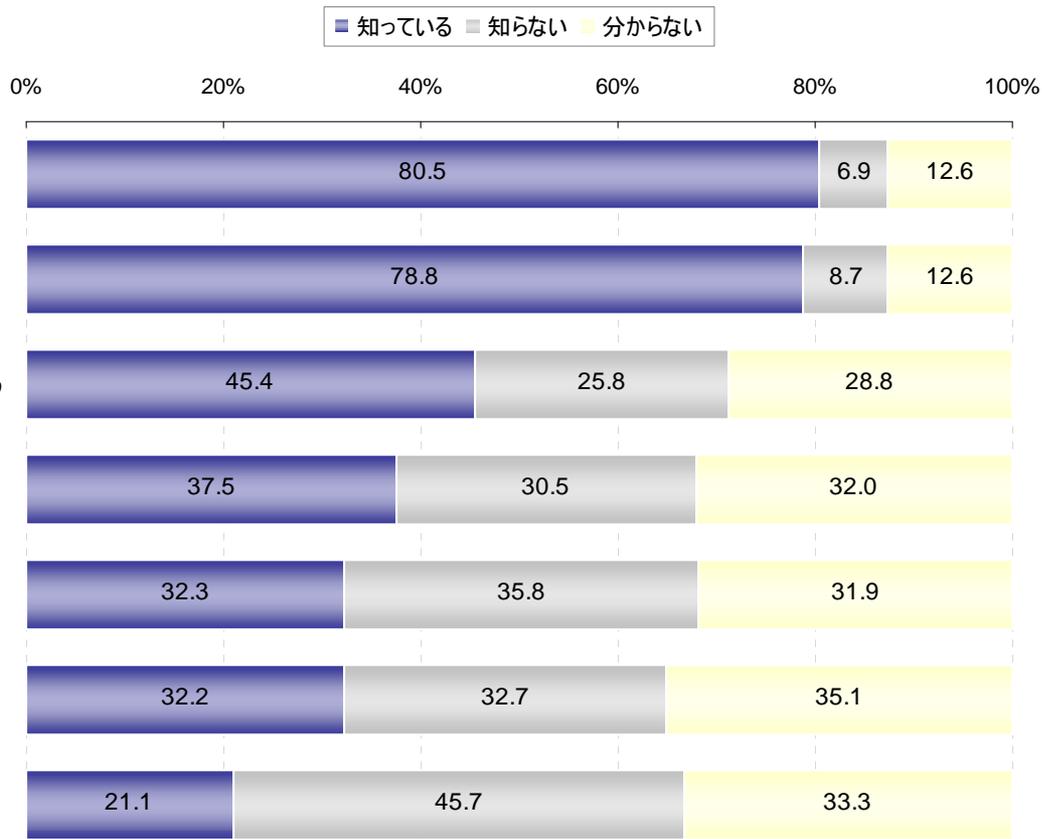
•その他、『医師(病院勤務)』は「学会・研修会」、『薬剤師(病院・診療所勤務)』は「医薬品医療機器総合機構」、『看護師』は「他の医療機関」での接触が高め。

n=30未満は参考値

8 健康被害救済制度 内容認知

Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

* 健康被害救済制度認知者ベース
(n=2,751)



- 「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、
「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」
の2項目が8割前後と圧倒的に高い。
- 他項目の認知率は、半数に満たない。

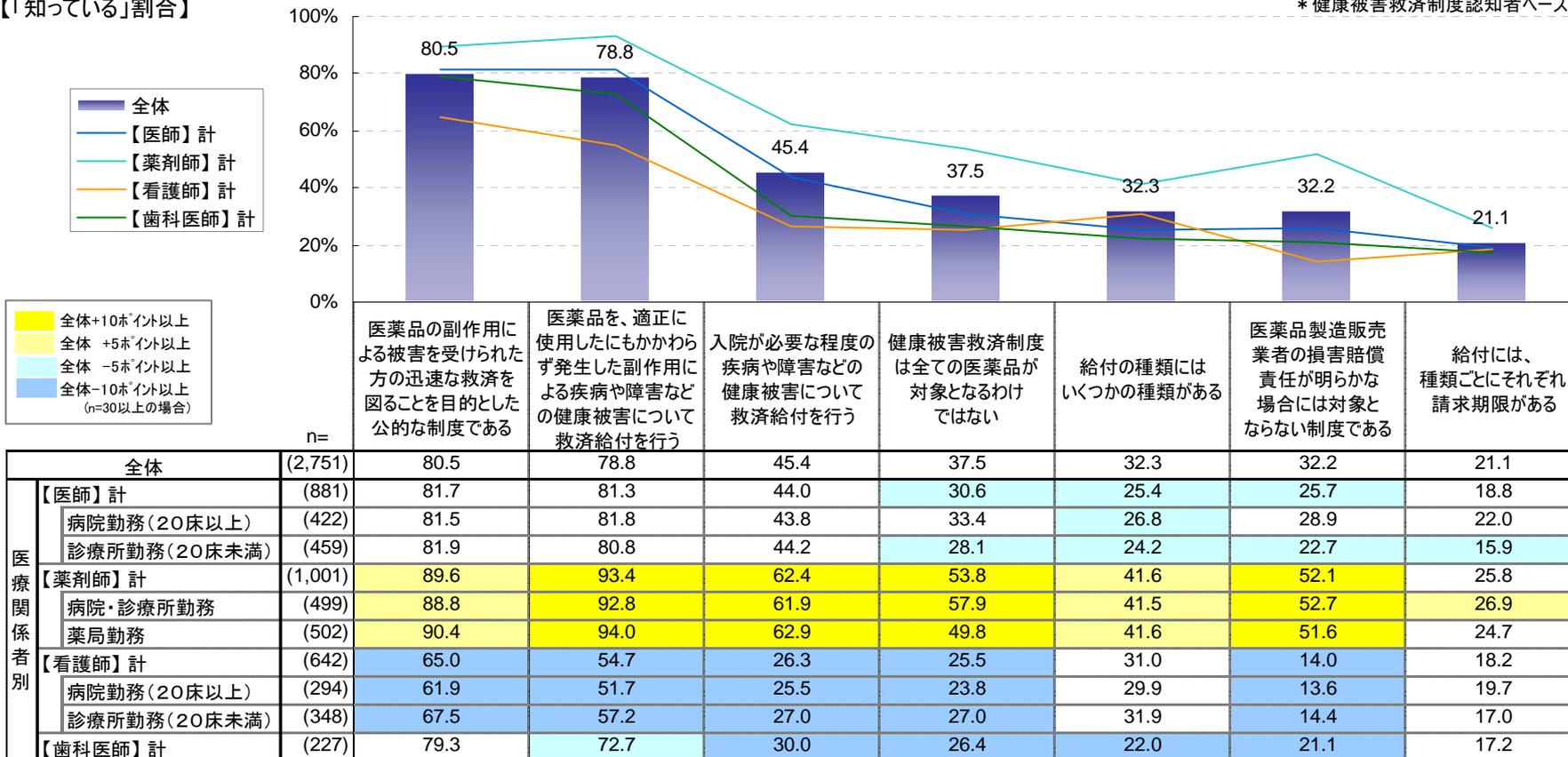
8 健康被害救済制度 内容認知

複数回答

Q7「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

【「知っている」割合】

* 健康被害救済制度認知者ベース



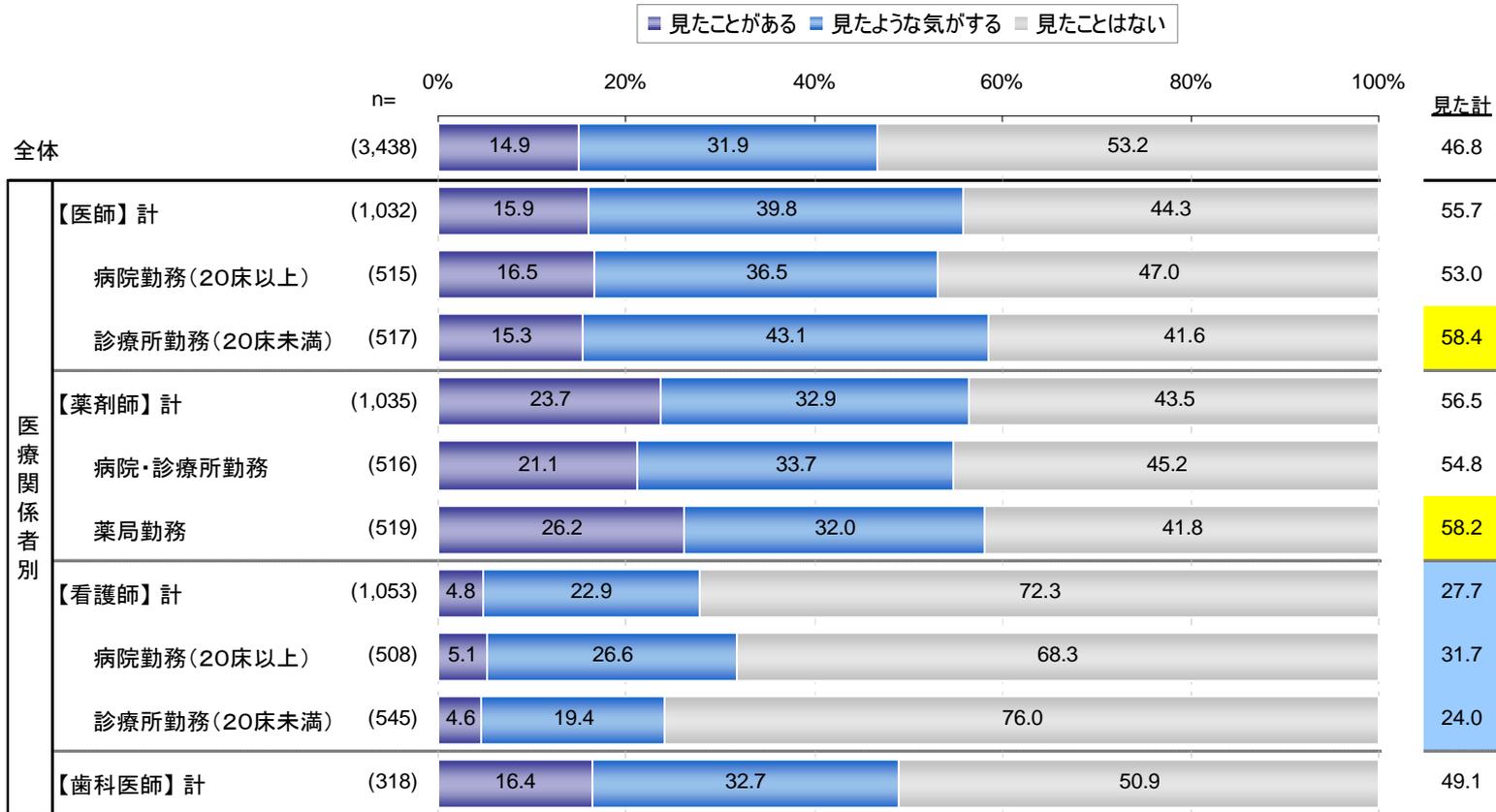
【医療関係者別】

・『薬剤師』のスコアの高さが目立つ。軒並みスコアの高い『薬剤師』においても、「給付の種類にはいくつかの種類がある」、「給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」の認知率は半数を下回る。

9 広告の認知率

単一回答

Q8 上記画像をご覧になってからお答えください。あなたは、この広告を見たことがありますか。



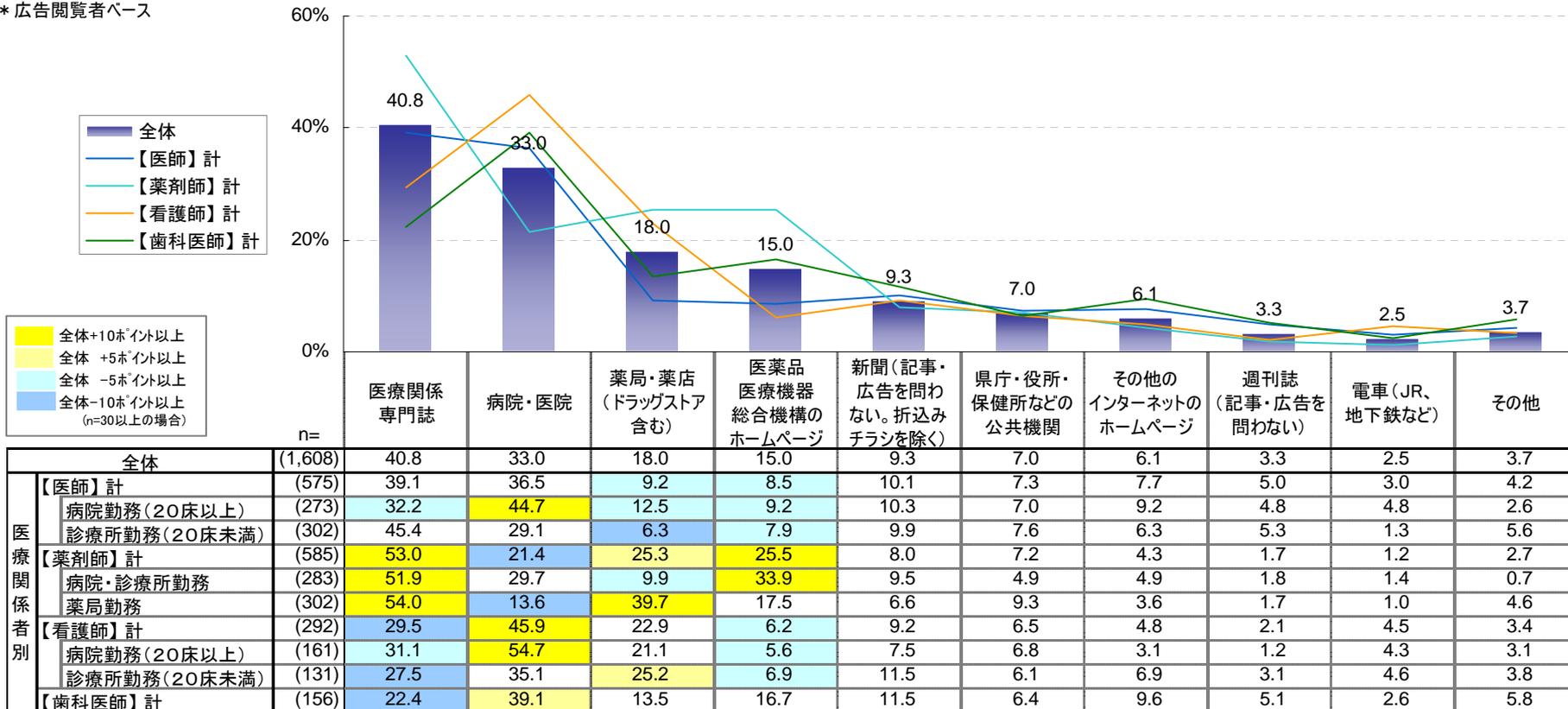
- 広告の認知率(見たことがある+見たような)は、47%。
- 【医療関係者別】
- 『医師』、『薬剤師』の認知率が過半数と高い。
- 『薬剤師』は、「見たことがある」のスコアが2割強に達し、認知の度合いについては『医師』を上回っている。

10 広告の接触媒体

複数回答

Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを全てお選びください。

* 広告閲覧者ベース

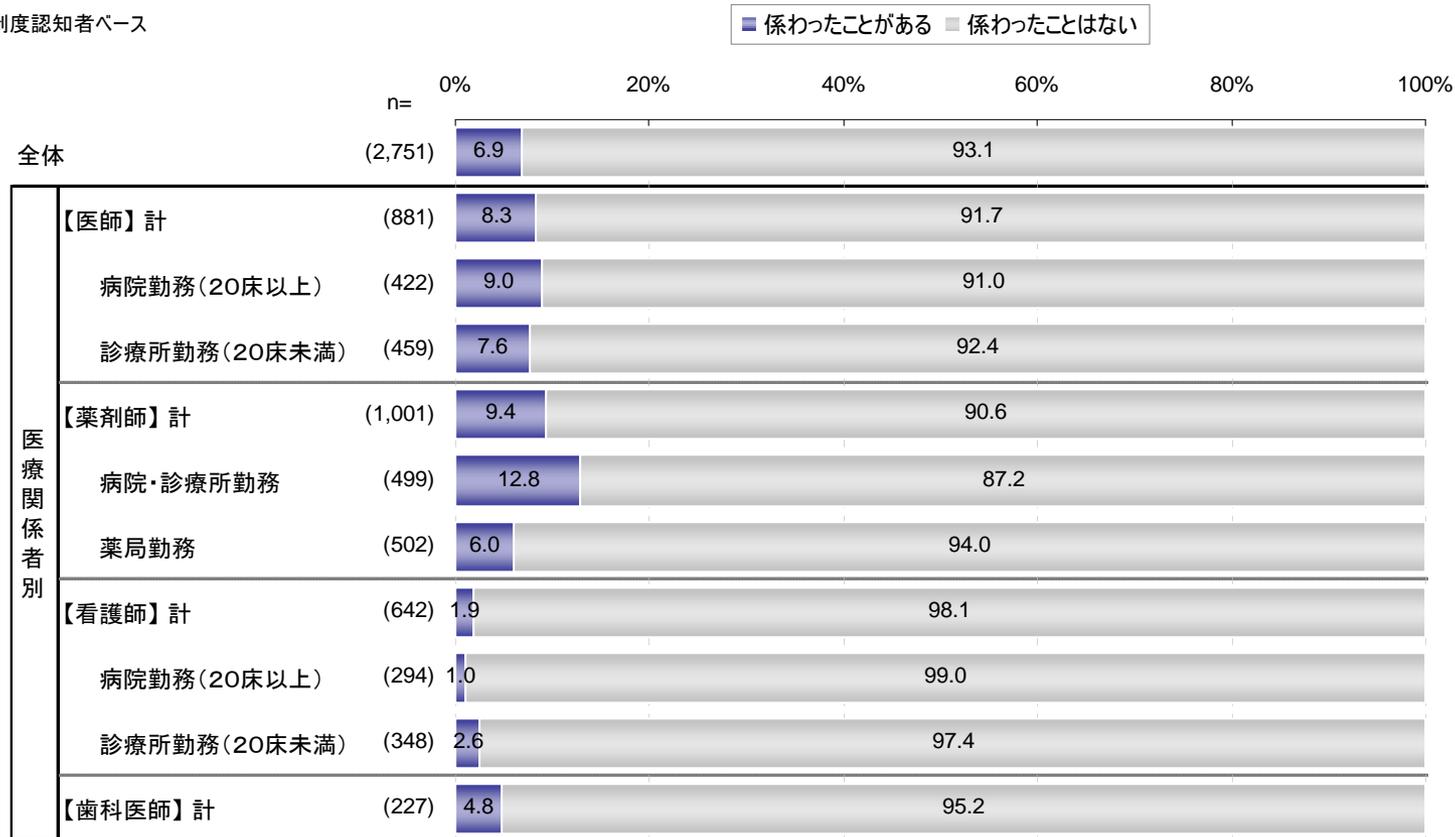


- 広告に接触した主な媒体は、「医療関係専門誌」41%、「病院・医院」33%。
 - 「その他」の内容として、「薬剤師会」、「送られてきたポスター・パンフレットで」などの記述が見られた。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師』、特に、『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「医薬品医療機器総合機構のホームページ」が高い。

11 健康被害救済制度との係わりについて

Q10 あなたはこれまでに「健康被害救済制度」に係わったことはありますか。

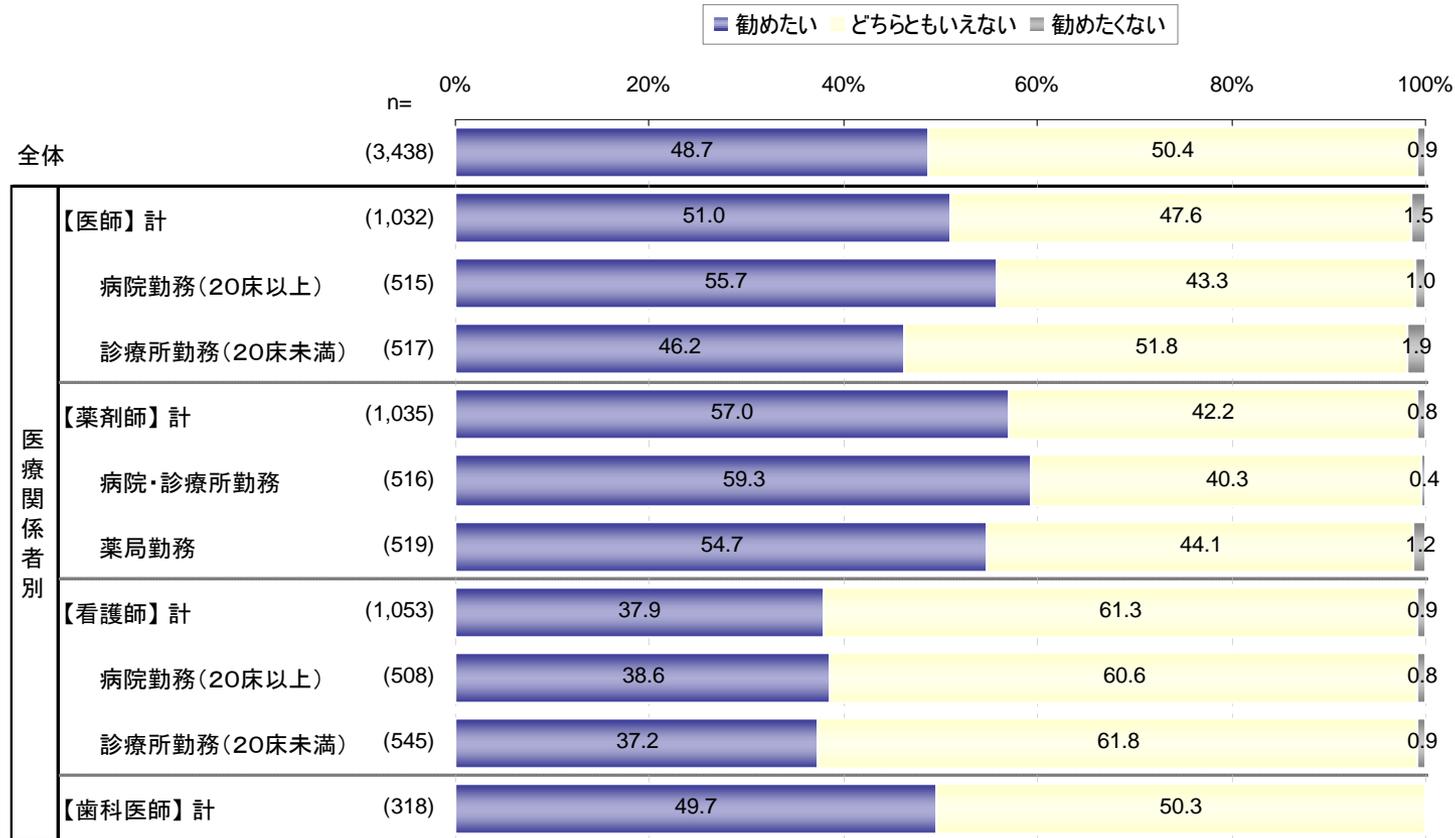
* 健康被害救済制度認知者ベース



- 健康被害救済制度に係わったことが「ある」との回答は7%にとどまる。
- 【医療関係者別】
- 『薬剤師(病院・診療所勤務)』は、「係わったことがある」が1割強とやや高め。

12 健康被害救済制度を勧めたいか

Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。



•健康被害救済制度を患者に勧めたいかについては、約半数が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%に満たない。

【医療関係者別】

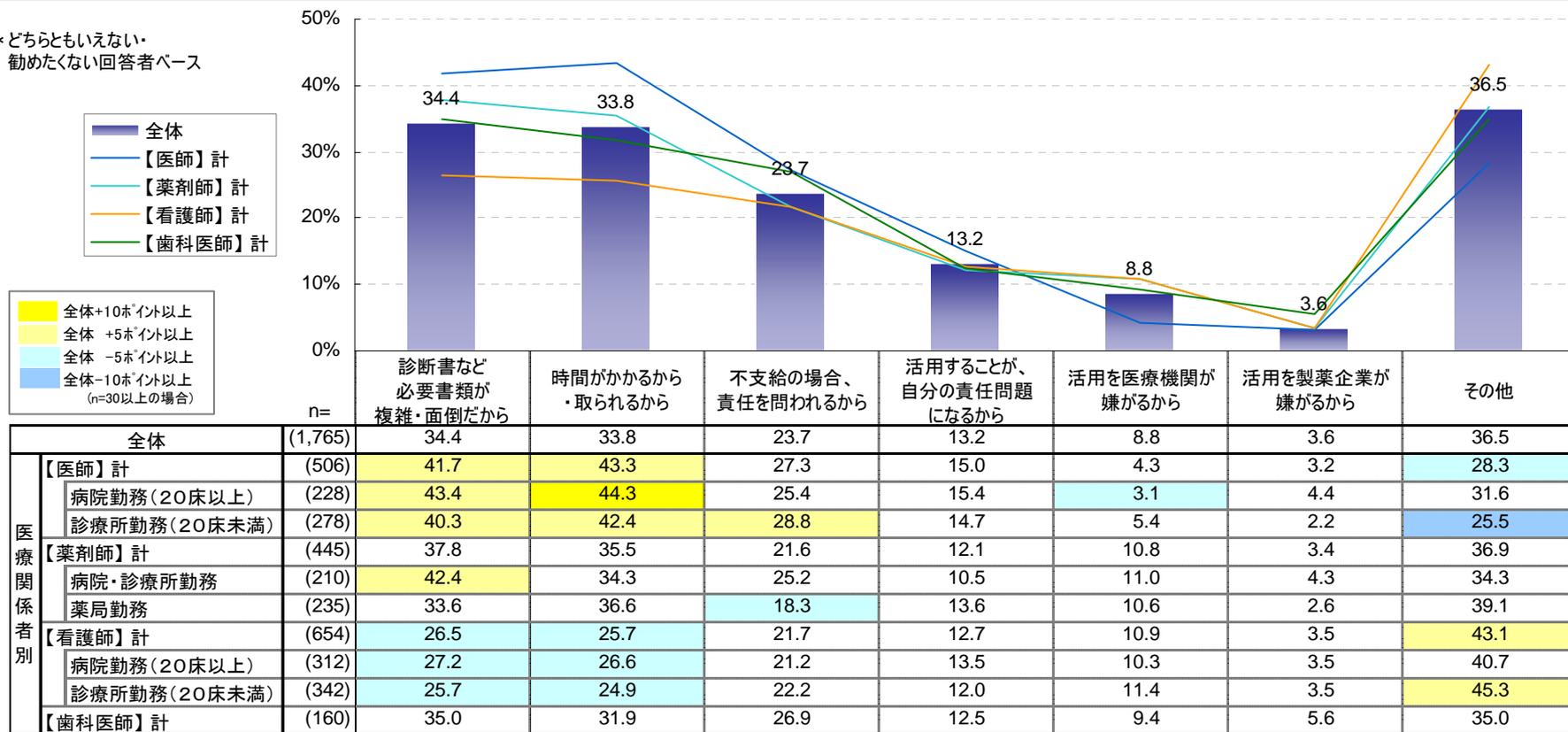
•『薬剤師』は、「勧めたい」が6割近くとやや高い。

13 健康被害救済制度 勧めたくない理由

複数回答

Q14 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において、【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。あてはまるものを全てお選びください。

*どちらともいえない・勧めたくない回答者ベース

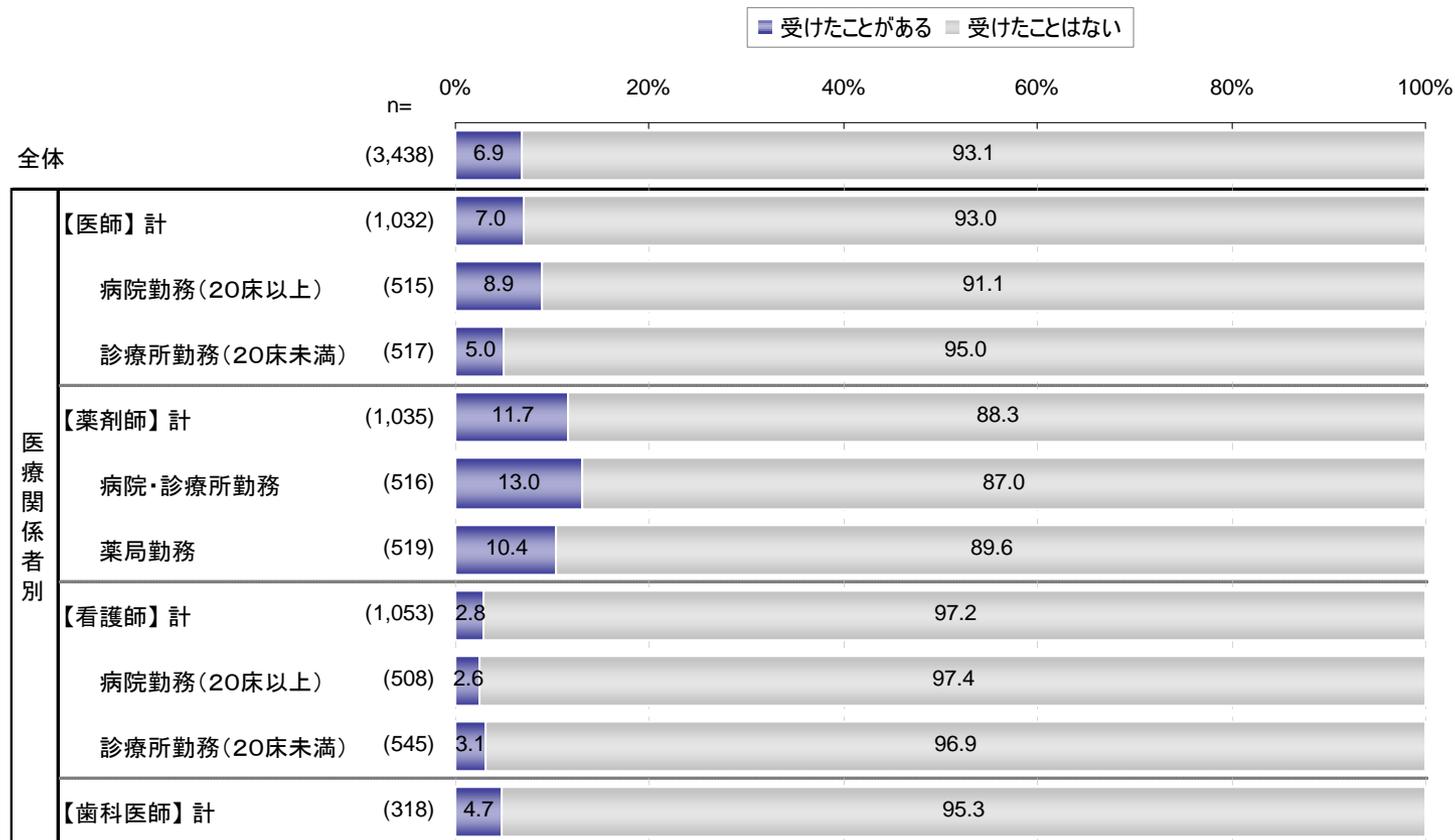


- 健康被害救済制度を患者に勧めたくない主な理由は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」34%、「時間がかかるから・取られるから」34%の2つ。
 - 「その他」の理由は、「副作用の判別が困難」、「制度に適応する事例がない」、「状況に応じて判断したい」などの意見が多く見られた。
- 【医療関係者別】
- 『医師』は、「診断書など必要書類が複雑・面倒だから」、「時間がかかるから・取られるから」が他の医療従事者と比べ高い。

14 健康被害救済制度 説明等を受けた経験

単一回答

Q15 あなたは、「健康被害救済制度」について、お勤めの施設や関係機関から説明や紹介を受けたことがありますか。



・健康被害救済制度の説明や紹介を受けた経験が「ある」との回答は1割に満たない。

【医療関係者別】

・『薬剤師』は、「受けたことがある」が1割強とやや高い。

15 健康被害救済制度 勧めたい理由・有効な周知の方法 <自由記述>

複数回答

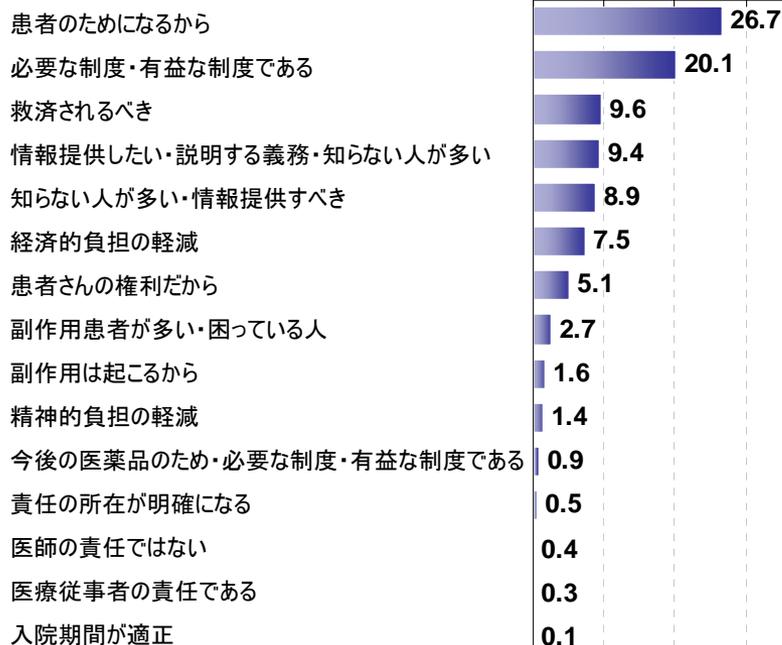
Q13 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに「勧めたい」と回答されましたが、どのような理由からですか。
 Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力を頂くためにはどのような事が重要だと思いますか。
 今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をご記入ください。

【健康被害救済制度 勧めたい理由】

※勧めたい回答者ベース

(n=1,673)

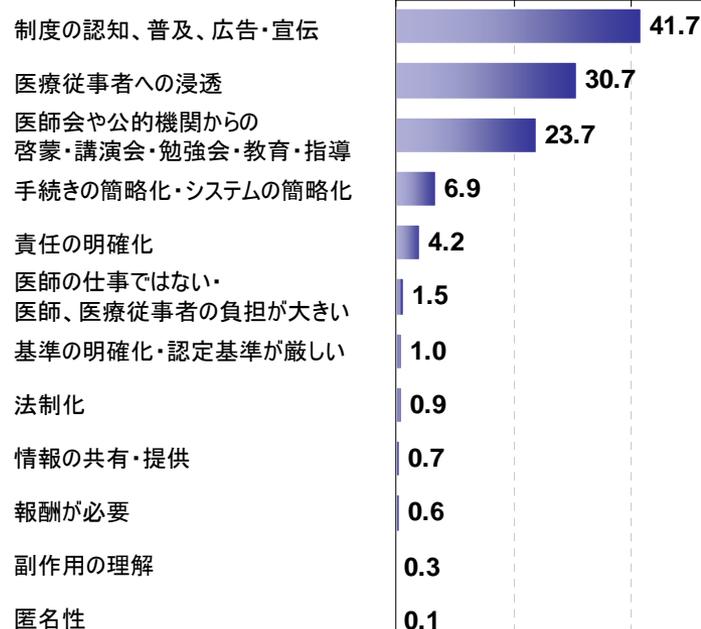
0% 10% 20% 30% 40% 50%



【健康被害救済制度 有効な周知の方法】

(n=3,438)

0% 20% 40% 60%

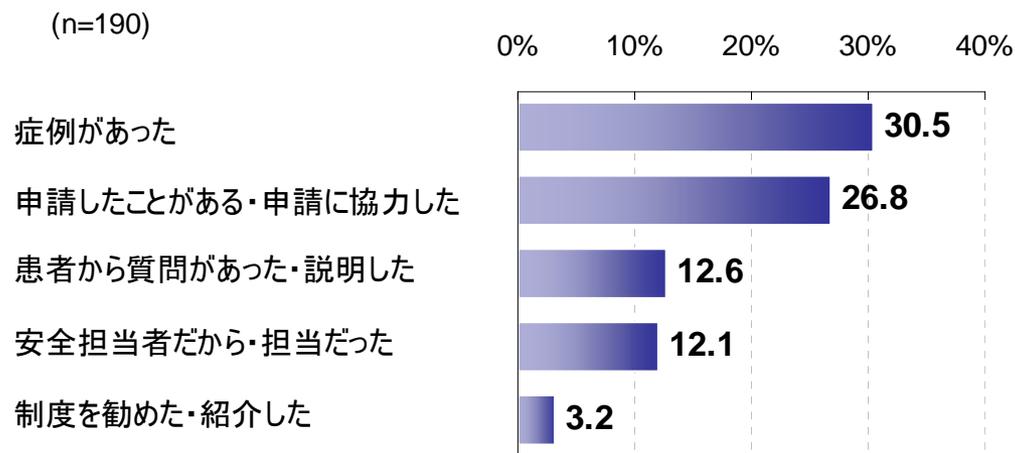


- 健康被害救済制度を患者に勧めたい主な理由は、「患者のためになるから」27%、「必要な制度・有益な制度」20%などの意見が多く挙げられた。
- 健康被害救済制度の有効な周知方法として、「制度の認知、普及、広告・宣伝」42%、「医療従事者への浸透」31%、「医師会や公的機関からの啓蒙・講演会・勉強会・教育・指導」24%が上位となっている。

16 健康被害救済制度 関与した内容 <自由記述>

Q11 あなたはQ10で健康被害救済制度に【Q10の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。

※係わった者ベース



•健康被害救済制度に係わった理由として、「症例があった」「申請したことがある・申請協力した」といった回答が中心。

付録：調査票

医薬品に関する調査

下記アンケートにご協力をお願いします。
【注】お一人1回までの回答をお願いします。

本アンケート内では「Acrobat Reader」が必要となっております。
Acrobat Readerをお持ちでない方はこちらよりダウンロードしてください。《無料》
 Acrobat Readerを利用して表示される画面は環境によって表示までにお時間がかかる場合がございますのでご注意ください。

Q1 あなたは「健康被害救済制度」をご存知ですか。
【必須入力】

知っている	名前は聞いたことがある	知らない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q2 あなたは下記に挙げた「健康被害救済制度」をご存知ですか。
【必須入力】

	1 知っている	2 名前は聞いたことがある	3 知らない
1. 医薬品副作用被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 生物由来製品感染等被害救済制度	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q3 あなたは「健康被害救済制度」の運営主体をご存知ですか。
あてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

1. 厚生労働省
 2. 地方自治体(都道府県、市町村など)
 3. 社会保険庁
 4. 健康保険組合連合会
 5. 医薬品医療機器総合機構
 6. その他

ここで改ページ

Q4 あなたは現在お勤めの施設で、医療安全管理者を担当されていますか。
【必須入力】

1 担当している	2 担当していない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここで改ページ

Q5 あなたは「健康被害救済制度」をどのようにして知りましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

1. パンフレット
 2. ポスター
 3. DVD
 4. テレビ
 5. 雑誌(記事・広告)
 6. 新聞(記事・広告)
 7. 医療関連専門誌
 8. 学会・研修会
 9. 講演会
 10. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
 11. 病院からの指導
 12. 県庁や保健所などの公的機関
 13. 同僚の医師、医師仲間
 14. 同僚の薬剤師
 15. 同僚の看護師
 16. 製薬企業から
 17. 患者さんから
 18. その他

ここで改ページ

Q6 あなたは「健康被害救済制度」のパンフレットやポスターをどのように見たり、入手したりしましたか。
それぞれあてはまるものを全てお選びください。
※前問でお答えの内容によっては、パンフレット・ポスターのいずれか一方のみが表示されます。
【必須入力】

	1 勤務先	2 学会・研修会	3 他の医療機関	4 県庁や保健所などの公的機関	5 医薬品医療機器総合機構	6 同僚から	7 製薬企業	8 電車・JR・地下鉄など	9 その他
1. パンフレット	<input type="checkbox"/>								
2. ポスター	<input type="checkbox"/>								

ここで改ページ

Q7 「健康被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。
【必須入力】

	1 知っている	2 知らない	3 分からない
1. 医薬品の副作用による被害を受けた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2. 医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3. 入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
4. 健康被害救済制度は全ての医薬品が対象となるわけではない	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
5. 医薬品製造販売業者の損害賠償責任が明らかな場合は対象とならない制度である	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
6. 給付の種類はいくつかの種類がある (給付の種類: 医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
7. 給付は、種類ごとにそれぞれ請求期限がある	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここでごページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。▼
必ずクリックして、別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

▶ 画像表示

Q8 上記画像をご覧ください。
あなたは、この広告を見たことがありますか。
【必須入力】

1 見たことがある	2 見たような気がする	3 見たことない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここでごページ

▼ 以下のボタンをクリックすると別画面で画像表示されます。▼
別画面に表示される画像全体をよくご覧ください。

▶ 画像表示

Q9 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。
あてはまるものを全てお選びください。
【必須入力】

1. 新聞(記事・広告を問わず)・折込みチラシを除く)
2. 週刊誌(記事・広告を問わず)
3. 医療関係専門誌
4. 医薬品医療機器総合機構のホームページ
5. その他のインターネットのホームページ
6. 電車(JR・地下鉄など)
7. 薬局・薬店(ドラッグストア含む)
8. 病院・医院
9. 県庁・役所・保健所などの公共機関
10. その他

ここでごページ

Q10 あなたはこれまで「健康被害救済制度」に係ったことはありますか。
【必須入力】

1 係わったことがある	2 係わったことない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

ここでごページ

Q11 あなたはQ10で健康被害救済制度に【Q10の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。
【必須入力】

※800文字以内でご記入ください。

薬を正しく使っても、副作用が起こることがあるのですか？

副作用などを完全に防ぐことは、難しいとされています。そんな時のために、「健康被害救済制度」があります。

「医薬品」や、「ウチケンなどの「生体由来製剤」は、人の命や健康を守るのに不可欠なものです。しかしこれらによる副作用や健康被害に気づくことは、遅いとされています。最近に使用したのに健康被害を発生させた時のために、健康被害救済制度があります。人が必要な治療や検査など、健康被害を受けた方に救済を行う公的な制度です。

健康被害救済制度

医薬品副作用救済制度 | 生体由来医薬品健康被害救済制度

医薬品も適正に使用し、人に与えるリスクを最小限に抑えるために、副作用や健康被害の発生を予防するために、必要に応じて副作用や健康被害の救済を行う制度です。また、健康被害を受けた方には、救済を行う公的な制度です。

http://www.pmda.go.jp | 0120-149-931

PMDA (独立行政法人) | 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構



ここで改ページ

Q12 あなたは今後、「健康被害救済制度」の利用を患者さんに勧めたいとお考えですか。

【必須入力】

1 勧めたい	2 どちらともいえない	3 勧めたくない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



ここで改ページ

Q13 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに「勧めたい」と回答されましたが、どのような理由からですか。

【必須入力】

※500文字以内でご記入ください。



ここで改ページ

Q14 あなたはQ12で健康被害救済制度の利用を患者さんに勧めたいかという質問において、【Q12の選択内容】と回答されましたが、どのような理由からですか。

あてはまるものを全てお選びください。

【必須入力】

1. 診断書など必要書類が複雑・面倒だから
2. 時間がかかるから・取られるから
3. 不支給の場合、責任を問われるから
4. 活用することが、自分の責任問題になるから
5. 活用を医療機関が嫌がるから
6. 活用を製薬企業が嫌がるから
7. その他



ここで改ページ

Q15 あなたは、「健康被害救済制度」について、お勤めの施設や関係機関から説明や紹介を受けたことがありますか。

【必須入力】

1 受けたことがある	2 受けたことはない
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



ここで改ページ

Q16 今後、「健康被害救済制度」の活用を、医療関係者の皆様にご協力を頂くためにはどのような事が必要だと思いますか。

今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をご記入ください。

【必須入力】

※500文字以内でご記入ください。